

子育て世帯はぐくみ応援特別給付金 誓約・同意事項

子育て世帯はぐくみ応援特別給付金を電子申請される前に、以下の誓約・同意事項について確認をしてください。同一の児童について複数回の給付金申請があった場合には、出雲市から連絡をします。

(1)私(申請者)が対象児童の養育者(生計中心者)であり、申請者名義の口座に振り込まれることに同意します。

(2)(配偶者がいる場合には、)配偶者も上記項目(1)について同意の上、申請しています。

(3)申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。

(4)給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。

(5)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

(6)この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。

(7)市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。

(8)給付金の支給後、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。